

指定校変更審査基準表

令和6年12月1日

徳島市教育委員会

徳島市内に住民登録のある児童生徒が、就学を指定された小中学校を変更する申請をしたときは、申請理由・時期が下表に該当し、かつ教育委員会が必要と認める書類が添付されているかどうかについて審査します。

指定校変更理由		申請時期	添付書類等
1	家族が全員働きに出ており、子ども（小学生）が帰宅しても家族が不在のため、身元引受人宅から通学したい。	転校の場合は随時 転居の場合は転居時 新入学の場合は入学前	<input type="checkbox"/> 家族の勤務証明書 <input type="checkbox"/> 身元引受承諾書 <input type="checkbox"/> 入学通知書 又は 転入学通知書
2	事情により現住所に住民登録ができないが、現住所の校区の学校に通学したい。	随時 新入学の場合は入学前	<input type="checkbox"/> 民生委員の居住調査書等 <input type="checkbox"/> 入学通知書 又は 転入学通知書
3	転居したが学期途中のため次学期末までを限度として通学したい。	転居時	<input type="checkbox"/> 転入学通知書
4	最終学年のため卒業までを限度として通学したい。	転居時	<input type="checkbox"/> 転入学通知書
5	最終学年の子どもがおり、その子どもの卒業までを限度として弟妹も同じ学校に通学したい。	転居時	<input type="checkbox"/> 転入学通知書
6	心身の事情等により校区内の学校への就学が困難である。	転校の場合は随時 転居の場合は転居時 新入学の場合は入学前	<input type="checkbox"/> 理由を証明する書類(診断書等) <input type="checkbox"/> 入学通知書 又は 転入学通知書
7	中学生で、同一校区内の小学校の6年間と中学校に入学後のすべての期間を在籍していた者が、隣接校区に転居後も継続して現在通学している学校に通学したい。（自力による安全な通学の確保が条件） 同一小学校で6年間在籍した者（指定校変更申請により認められた者も含む）で、その校区の中学校への入学を希望し、各学校が定めた通学方法により、適正・安全な通学が確保できると思われる者（原則隣接校）。	転居時 入学前	<input type="checkbox"/> 保護者署名の安全確認同意書 <input type="checkbox"/> 転入学通知書 <input type="checkbox"/> 保護者署名の安全確認同意書 <input type="checkbox"/> 入学通知書
9	近日中に転居予定のため、転居先の学校に通学したい。	転居前 新入学の場合は入学前	<input type="checkbox"/> 建築確認書又は契約書 <input type="checkbox"/> 入学通知書（新入学の場合のみ）
10	その他（不登校・いじめ等）	随時	<input type="checkbox"/> 申し出た理由を裏付けるもの